○厚生労働省農林水産省告示第一号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、社団法人日本缶詰協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

農林水産大臣　石破　茂

一　変更前の事務所の所在地

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル北館一二一三区

二　変更後の事務所の所在地

東京都千代田区神田東松下町十番地二翔和神田ビル三階

三　変更の時期

平成二十年十二月二十二日

○厚生労働省農林水産省告示第二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項前段の規定に基づき認可した社団法人日本缶詰協会の認定業務規程について、同項後段の規定に基づき、平成二十一年六月十九日付けをもって変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

農林水産大臣　石破　茂

一　指定認定機関の名称

社団法人日本缶詰協会

二　変更の概要

事務所の所在地を「東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル北館一二一三区」から「東京都千代田区神田東松下町十番地二翔和神田ビル三階」に改める。

三　変更後の認定業務規程

変更後の社団法人日本缶詰協会の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三十日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

越山川及び越山川右一号支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十七年建設省告示第千四百六十一号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県養父市大屋町夏梅字大峪

一〇三番　一号及び五号

一〇四番三　二号及び三号

一〇四番二　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百八十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と百八十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千二百五十八号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県三田市木器

字乾

一三〇四番　一号及び二号

一三〇五号　三号から六号まで

一三〇六番地先水路敷　七号及び八号

一三〇七番　九号から十四号まで

一三〇八番地先水路敷　十五号及び十六号

一三一〇番　二十一号から三十四号まで

一三一三番地先水路敷　三十五号

一三一三番　三十六号から四十二号まで、百四十七号及び百四十八号

一三一四番　百六十八号から百八十五号まで

字南下山

一二六五番　十七号から二十号まで及び百四十九号から百六十七号まで

一二四三番二　四十三号から四十五号まで及び百三十六号から百四十六号まで

一二四七番一　四十六号から七十五号まで及び百十三号から百三十五号まで

一二四九番　七十六号から八十四号まで及び九十七号から百十号まで

一二五〇番　八十五号から九十一号まで、九十五号及び九十六号

一二五一番　九十二号から九十四号まで

一二四七番十四　百十一号及び百十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千二百五十八号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県三田市木器字大谷西山

一三四九番　一号から十三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千二百五十八号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県三田市木器字南下山

一二六六番一　一号から六号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南犬飼谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県篠山市犬飼

字中山谷ノ坪

一五二番二　一号

一五二番一　二号及び三号

一五三番　四号

一五六番　五号

一五七番　六号

一五九番　七号

一〇二一番　八号から十号まで

一〇二二番　十一号

一〇二三番　十二号及び十三号

一〇三一番一　十四号から二十三号まで

一〇二六番　二十四号及び二十五号

字大瀧谷

一〇二二番　二十六号

一〇二三番　二十七号

一〇二八番五　二十八号

一八〇番　二十九号

一八二番　三十号

一八七番　三十一号

一九〇番一　三十二号

一九二番　三十三号

一九七番　三十四号

二〇二番　三十五号及び三十六号

字小寺ノ坪

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び里道のうちその接している区間の水路敷及び里道敷（平成十九年国土交通省告示第二十四号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町

木村字寄名　五〇九番五及び五〇九番六

五一〇番二

五一一番二

五一二番

五一三番二

五一四番二